

産業廃棄物処理施設設置許可証

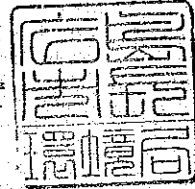
平成28年 3月 4日

住所 広島県広島市安佐北区可部南二丁目3番36号

氏名 協和鉱業株式会社
代表取締役 大野 辰彦
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島市長 橋本 実



| | | | |
|---------------------|--|------|-----------|
| 許可の年月日 | 平成28年 3月 4日 | 許可番号 | 第 J1072 号 |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 | (施設の種類) 破砕施設 | | |
| | (処理する産業廃棄物の種類) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類 (これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石粉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下 余白 | | |
| 設置場所 | 広島市安佐北区安佐町大字筒瀬字椽ノ平2-205番 外3筆 | | |
| 処理の能力 | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 776t/日(8h) | | |
| 許可の条件 | 複写 | | |
| 留意事項 | 1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員による検査を受けること。 | | |
| 備考 | 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 無 | | |